

厚生年金特例法について

本庁住民税務課 電話 0994-22-3042
支所住民生活課 電話 0994-25-2511
鹿屋社会保険事務所 電話 0994-42-5121

厚生年金保険料が給料から天引きされていたにもかかわらず、事業主から保険料の納付や資格などの届出がされていない方に年金をお支払いする法律ができました。

今までは厚生保険料が給与天引きされていたにもかかわらず、事業主から保険料の納付や厚生年金の資格などの届出がなかった場合であって、保険料の徴収権が2年を経過したときは、その記録は年金に反映されませんでした。

厚生年金特例法の成立により、厚生年金保険料の給与天引きがあったことが年金記録確認第三者委員会で認定されたときは、年金記録が訂正されて年金額に反映されます。
※詳しくは、お近くの社会保険事務所または、「年金ダイヤル」までお問い合わせください。

クレジットカードで納付できます!!

国民年金保険料がクレジットカードで納付できるようになりました。

平成20年2月より被保険者からの申込みを開始し、平成20年3月分の保険料からクレジットカードで納付できます。お近くの社会保険事務所でお申込みが出来ます。

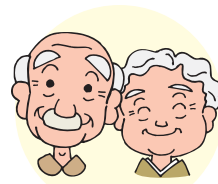
「年金特別便」をお送りいたします。

基礎年金番号に結びついていない約5,000万件の記録について、平成19年11月からコンピューターによる名寄せ作業を開始し、その結果、皆様の基礎年金番号の記録と結びつく可能性のある記録が出てきた方に、平成19年12月から平成20年3月までの間に、「ねんきん特別便」をお送りいたします。

それ以外のすべての皆様にも、下記の予定で順次「ねんきん特別便」をお送りいたします。

○年金受給者の方々へは、平成20年4月から5月までの間に。

○現役加入者の方々へは、平成20年6月から10月までの間に。



「ねんきん特別便」によるご本人様のご確認及びお手続きを経て、初めて記録が結びつくことが出来ます。

お手数をおかけいたしますが、お手元に届きました「ねんきん特別便」により、ご自身の年金記録に記載漏れや誤りがないかをご確認の上、必ずお手続きいただきますようお願いいたします。

- ◆ 一般の年金相談は「ねんきんダイヤル」
☎ 0570-05-1165
- ◆ 「ねんきん特別便専用ダイヤル」
☎ 0570-058-555
- ◆ ねんきん特別便・年金記録のお知らせに関するQ&A
「社会保険庁HP」 <http://www.sia.go.jp/>

守ろう！確かめよう！この最低賃金

●平成19年度に改正された鹿児島県の最低賃金

最低賃金名称		時間額	発行日
地域別最低賃金	鹿児島県最低賃金	619円	平成19年10月26日
産業別最低賃金	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業	677円	平成20年1月13日
	百貨店、総合スーパー	659円	平成19年12月30日
	自動車（新車）小売業	681円	平成19年12月22日

☆地域別最低賃金は、県内の全ての労働者に適用されますが、産業別最低賃金の対象産業に該当する場合は、その産業別最低賃金が適用されます。

☆産業別最低賃金の産業に該当する場合でも、「18歳未満65歳以上の方」、「雇入れ後6月未満技能習得中の方」、「清掃又は片付けの業務に主として従事する方」など一定の場合は産業別最低賃金の適用はなく、地域別最低賃金が

適用されます。

●最低賃金に関するお問合せ先

鹿児島労働局賃金室（099-223-8278）

各労働基準監督署

<http://www.kagoshima.plb.go.jp/>

【最低賃金テレホンサービス 099-223-8881】